

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記1の書類を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月30日

東京都板橋区長 坂本 健

- 1 送達する書類 東京都板橋区国民健康保険条例施行規則第10条第1項に規定する通知（令和7年度）
- 2 送達する書類の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏 名
1	CHEN EN
2	岸井 崇
3	THERESA GRACELYNN TEDJASEPUTERI
4	TIAN CHENXI
5	LIN TZU HSUAN
6	飯塚 寿一
7	足立 翼
8	中村 祐貴
9	HONG SUNGWO
10	森泉 杏花
11	福谷 真隆
12	ZHANG AO
13	YOUN HAJEONG
14	CHOI YEONGHUN
15	DONG ZHIHAN
16	MIAO WENXIANG
17	濱野 定明
18	TIMSINA POUDEL SUSHILA
19	PHAN HONG DIEP
20	姚 宣宣
21	HTET TRILLION SOE

No.	氏 名
22	LOMIBAO CHRISTINE GRACE VITALES
23	BHANDARI KALADHAR
24	SINTHAWAT WATCHARED
25	辻 征太
26	SAN SANDAR HTET
27	LIU XUEQI
28	ZHOU XIAOKANG
29	WANG ZIAN
30	LE QUY DAT
31	高木 幸大
32	岡元 快生
33	LI YUSEN
34	WIJAYA GUNATHILAKAGE HANSA SUPUNJITH SAMARASUNDARA
35	NGUYEN VAN THANH
36	ZHUANG ZIXIN
37	鶴田 浩之
38	K C JEETENDRA
39	清水 直人
40	SIRISH MEKHA RAJ
41	平良 海人
42	GAUTAM URMILA
43	GALLEGO TORRES LUIS ALBERTO
44	中田 健
45	BHAT ISHWOR
46	ADHIKARI ARYAN
47	PHAM NHU Y
48	HAMAL KUSHUM
49	LI LINGYAO

※ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。

下記の国民健康保険料納付義務者に対し、住民基本台帳等を調査のうえ、下記1の書類を送付したが、その住所又は居所が不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月30日

東京都板橋区長 坂本 健

- 1 送達する書類 東京都板橋区国民健康保険条例施行規則第10条第1項に規定する通知（令和8年度）
- 2 送達する書類の保管場所 東京都板橋区健康生きがい部国保年金課

No.	氏名
1	SIRISH LUM KALA
2	杉本 紗矢
3	TAMANG ROSHANI
4	INGYIN MAY
5	大井川 恭平
6	DIAZ SANCHEZ OSCAR ANDRES
7	小西 蓮
8	ZHANG ZIHENG
9	MA YAO
10	GAO JIAN
11	ZHANG ZIQI
12	QIAN JIANI
13	大森 美丘
14	THAPA MANRUPA
15	THAPA SHER BAHADUR
16	TAMANG KUMAR
17	SONG BAOFU
18	NGUYEN NHAT ANH
19	NAY SHINE AUNG
20	LI HAIYAN
21	MIGEL PERERA MAHA VIDANAGE NAVOD INDUWARA PRASANNA

No.	氏 名
22	亀貝 莉瑚

※ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。